

NO. 3

大田区移動支援事業 協定締結の手引き (事業者用)

令和4年4月



大田区福祉部障害福祉課

目次

1 事業者の要件	1
2 事業者の人員配置・設備要件	1
3 従事者要件	3
4 事業開始の手続き	4
5 問い合わせ先	6
(別紙1)大田区移動支援事業所登録申請書	7
(別紙2)大田区移動支援事業所登録削除届出書	8

大田区移動支援事業において、サービスを提供するためには、各種規程に基づき届出等を行い、大田区と協定を締結する必要があります。以下の要件を満たしていることを確認の上、必要書類を担当まで提出してください。

1 事業者の要件

大田区の移動支援事業は、次の事業者であることが必要です。

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者
- (2) 大田区が指定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準障害福祉サービス事業者

□大田区障害者総合支援条例施行規則

(実施の方法)

第22条 区は、法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を、第25条第2項の規定により支給決定を受けた者と区長が指定する事業者との契約に基づき提供される移動支援サービスに係る費用の一部を給付する事業として実施するものとする。

2 前項に規定する区長が指定する事業者は、法第36条第1項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者、その他区長が適当と認める事業者とする。

2 事業者の人員配置及び設備要件

人員配置及び設備については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について(障発第1206001号)に準じるものとします。

□大田区移動支援事業実施要綱

(事業者運営基準等)

第2条 規則第22条に規定する区長が指定する事業者(以下「事業者」という。)は、次の各号の規程に準じて移動支援サービスを実施しなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「人員、設備及び運営の基準省令」という。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

3 従事者要件

移動支援サービスの提供する職員は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に定める資格を有する職員
- (2) 移動支援従事者養成研修を受けたもの(厚生労働省通知障発第0620263号「障害者児ホームヘルパー養成研修事業の実施について」に基づく研修)

□大田区移動支援事業実施要綱

(従業者等)

第3条 事業者は、区長が移動支援サービスの支給決定をした障害者等(以下「支給決定者」という。)に対して各障害の特性に配慮した適正な移動支援サービスを提供できるよう、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に定める資格を有する職員又はその他区長が必要と認めた研修を終了した職員を配置し、適切に派遣できる体制を整えなければならない。

2 事業者は、職員の資質の向上のために、適切な研修の機会を確保するよう努めなければならない。

□要件一覧

	視覚障 がい	全身性 障がい	知的障 がい	精神障 がい	難病
○厚生労働省告示第538号に定める資格を有する職員					
介護福祉士	○	○	○	○	○
実務者研修修了者	○	○	○	○	○
居宅介護従業者養成研修課程	○	○	○	○	○
訪問介護員	○	○	○	○	○
介護職員基礎研修	○	○	○	○	○
(旧) 視覚障害者外出介護従業者養成研修	○				
行動援護従事者養成研修			○	○	
強度行動障害支援者養成研修			○	○	
重度訪問介護従事者養成研修		○			○
同行援護従業者養成研修一般課程	○				
居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○	○
介護職員初任者研修	○	○	○	○	○
居宅介護従業者基礎研修	○	○	○	○	○
○ その他区長が必要と認めた研修を終了した職員					
知的障害者移動支援従事者研修修了者			○		
視覚障害者移動支援従事者研修修了者	○				

4 事業開始の手続き

(1) 事業開始届

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項及び同法施行規則第66条に基づく事業開始届]

移動支援事業は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、事業を行うことができるとされています。

(変更、廃止又は休止をする場合についても、届出が必要です。)

ア 申請様式

東京都障害者サービス情報の書式ライブラリーからダウンロードできます。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=050>

イ 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当

電話番号 03(5320)4338

□障害者総合支援法

(事業の開始等)

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
 - 二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - 三 移動支援事業**
 - 四 地域活動支援センターを運営する事業
 - 五 福祉ホームを運営する事業
- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。**
- 3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

□障害者総合支援法施行規則

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 七 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び利用定員
- 八 事業開始の予定年月日

(2)大田区との協定(協定書締結)

ア 必要書類

(ア) 大田区移動支援事業所登録申請書

大田区公式ホームページからダウンロードできます。

大田区ホームページ>生活情報>福祉>障がい者の支援（難病の方への支援を含む）>事業者の皆様へ>移動支援事業関係

- (イ) 都道府県知事から交付された障害者総合支援法に基づく居宅介護等の「指定通知書」の写し(施行規則第 22 条第 2 項の要件確認のため)

イ 提出先

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区福祉部 障害福祉課 障害者支援担当（障害事業）

ウ 協定書の取り交わし

- (ア) 大田区移動支援事業所登録申請書の内容を審査したうえで「協定書」の取り交わしをします。大田区からの事務通知に基づき手続きしてく

ださい。

- (イ) 協定は、年度ごとに締結します。協定締結事業所には、年度末に次年度の協定締結に関する希望調査を行います。
- (ウ) 大田区に支払口座登録がない場合は、「支払金口座振替依頼書兼債権者登録届」を提出してください。

エ その他

年度の途中で移動支援サービス提供を終了する場合は、事業終了の届出又は連絡をお願いします。区民に公開している移動支援協定締結事業者一覧から削除します。

5 問い合わせ先

大田区福祉部 障害福祉課 障害者支援担当（障害事業）

電話番号 03（5744）1251

ファクシミリ番号 03（5744）1555

(別紙1)

年 月 日

大田区移動支援事業所登録申請書

(宛先) 大田区長

大田区が実施する移動支援事業に基づくサービスを提供する事業所として下記のとおり申請します。

記

フリガナ					
申請者(法人)名					
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒				
協定希望日	年 月 日				
連絡先	電話番号		ファクシミリ 番号		担当者
<p>■ 「大田区移動支援事業所一覧」への掲載について</p> <p>大田区移動支援事業所一覧を作成のため、次の項目のご記入をお願いします。なお、一覧は、大田区ホームページへの掲載などによりサービス希望者に提供させていただきますことをご承願います。(該当するところをチェックしてください。)</p>					
営業日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> その他()				
サービス提供時間	時 分 から 時 分 応相談				
電話受付時間	時 分 から 時 分				
移動支援以外の提供サービス等	<input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 相談支援 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> その他()				
対応可能な対象者等	<input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> 全身性障害				
	<input type="checkbox"/> 身体介護あり <input type="checkbox"/> 身体介護なし <input type="checkbox"/> 通学				
従事ヘルパー数 (記入日現在)	男性 ()人 ・ 女性 ()人				
新規の依頼者に 対応できますか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> できない(現在契約者のみ)				

※1 都道府県知事等発行の居宅介護等の指定通知書の写しを添付してください。

※2 協定締結等の問合せ先が、上記と異なる場合はご記入ください。

名 称		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		ファクシミリ番号	

(別紙2)

年 月 日

大田区移動支援事業所登録削除届出書

(宛先) 大田区長

大田区が実施する移動支援事業に基づくサービスの提供を終了しますので、大田区移動支援事業所一覧から削除してください。

なお、現在利用者には了承いただいています。

記

フリガナ						
申請者(法人)名						
フリガナ						
事業所名						
所在地	〒					
事業終了年月日	年 月 日					
連絡先	電話番号		ファミリ 番号		担当者	



発行 令和4年4月

大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話番号 03(5744)1251

ファクシミリ番号 03(5744)1555